

ニホンザルの有害駆除に関する市町村アンケート集計結果報告

2001年5月23日まとめ
地球生物会議（ALIVE）

0. アンケート実施の経緯

地球生物会議（ALIVE）では、地方自治体によるニホンザル有害駆除の実態を調査するため、2000年7月24日付で北海道と沖縄県をのぞく全国45都府県にアンケートを送付しました。

そのアンケート結果に基づき、ニホンザルの有害駆除を実施していると分かった506市町村に対し、2001年1月15日付で「市町村におけるニホンザルの有害駆除について」のアンケートを送付、現場レベルでの有害駆除についてさらに実態調査を行いました。

2001年5月23日現在、アンケート回答率は、81.6%で、413市町村からご回答を得ることができましたので、ここに簡単にその結果報告をいたします。

1. 全国市町村におけるニホンザル有害駆除の頭数（平成5年度～平成12年度）

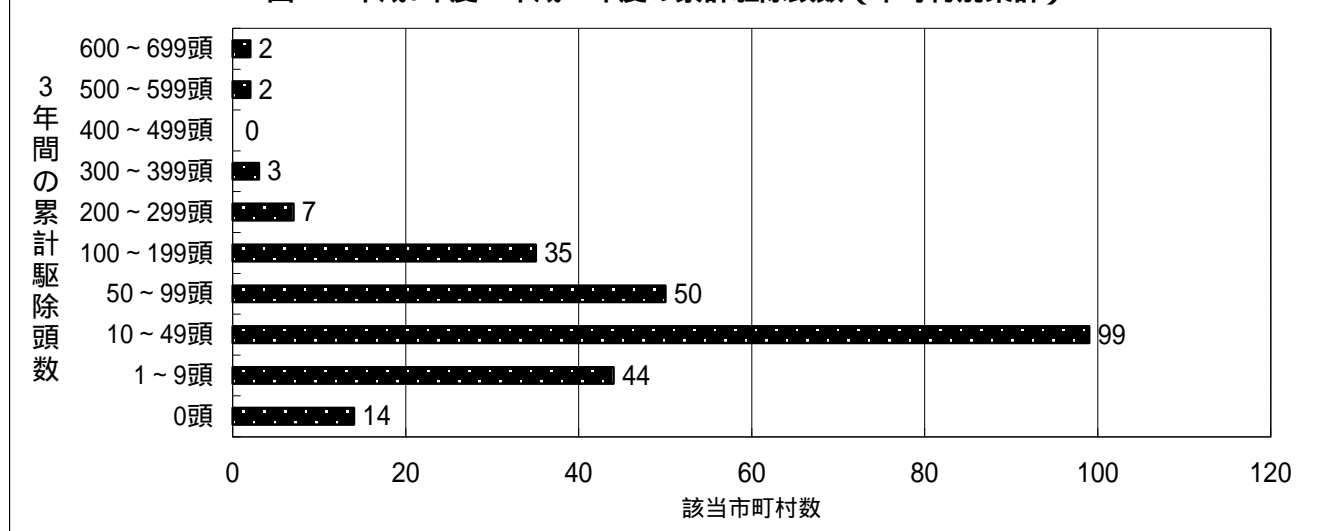
- 平成5年度から平成12年度までの8年間で、もっとも累計駆除頭数が多かったのは、鹿児島県屋久町で1,458頭、次いで千葉県君津市の1,308頭、鹿児島県上屋久町1,014頭、千葉県木更津市の828頭、福井県小浜市718頭、長野県大町市の629頭と続く。
- 過去に駆除実績のなかった市町村で、ここ2、3年のうちに駆除を行うようになった市町村が12件あった。
- 平成9年度以前の駆除頭数の記録がないとの市町村が多く、各市町村の過去8年間の駆除頭数を正確に把握することはできなかった。市町村で長期的な記録保管を行わない場合、県、国レベルでのデータ蓄積を一般に公開し、記録の消滅を防ぐ必要がある。

表1：ニホンザル駆除数上位30の市町村（平成9年度から平成11年度）

平成5年度～平成8年度は回答市町村が少なかったため、平成9年度から平成11年度の累計駆除数を下記に一覧表として提示します。

県名	市町村名	H9～H11年度累計駆除数	県名	市町村名	H9～H11年度累計駆除数	県名	市町村名	H9～H11年度累計駆除数
1 鹿児島	屋久町	614	11 広島	広島市	204	21 滋賀	マキノ町	161
2 千葉	君津市	565	12 長野	大町市	201	22 和歌山	田辺市	160
3 奈良	十津川村	531	13 栃木	粟山村	198	23 滋賀	余呉町	155
4 鹿児島	上屋久町	507	14 千葉	鴨川市	186	24 滋賀	高島町	138
5 千葉	富津市	364	15 岐阜	益田郡小坂町	175	25 和歌山	大塔村	137
6 福井	小浜市	360	16 三重	熊野市	175	26 三重	大山田村	135
7 長野	松川村	313	17 新潟	新発田市	174	27 山形	東根市	132
8 長野	飯島町	263	18 新潟	朝日村	173	28 静岡	河津町	129
9 宮崎	北浦町	254	19 岐阜	上石津町	170	29 岐阜	八幡町	124
10 三重	北勢町	227	20 山梨	韮崎市	166	30 長野	南木曾町	118

図1 平成9年度～平成11年度の累計駆除頭数（市町村別集計）



上記グラフは平成9年度～平成11年度の駆除頭数を開示した256市町村のみを対象にした。駆除頭数を一部しか開示していない市町村は含

2.平成11年度にニホンザルによって被害がもたらされた主な農林作物

- ・ 猿害にあっている農林作物は、34種類以上。食害にあわない作物は「とうがらし」くらいで、ほとんどすべての農作物に被害が及んでいる。
- ・ 農林作物への被害だけでなく、家屋損壊、人的被害にまで発展している市町村もみられる。
- ・ 被害にあっているとして各市町村から作物名があがった数を1種類1ポイントとして数えると、換金作物162ポイント、自家消費作物324ポイント、換金・自家消費両方が57ポイント、不明792ポイントで、自家消費作物への被害比重が大きい傾向が見られる。
- ・ 種類別には野菜全般をあげている市町村が150市町村と最も多く、次いでイネ・水稻132市町村、イモ類(118市町村)、シイタケ(97市町村)、カキ(86市町村)、トウモロコシ69市町村などとなっている。

表2：ニホンザルから食害を受けた主な農林作物と換金・自家消費等の別

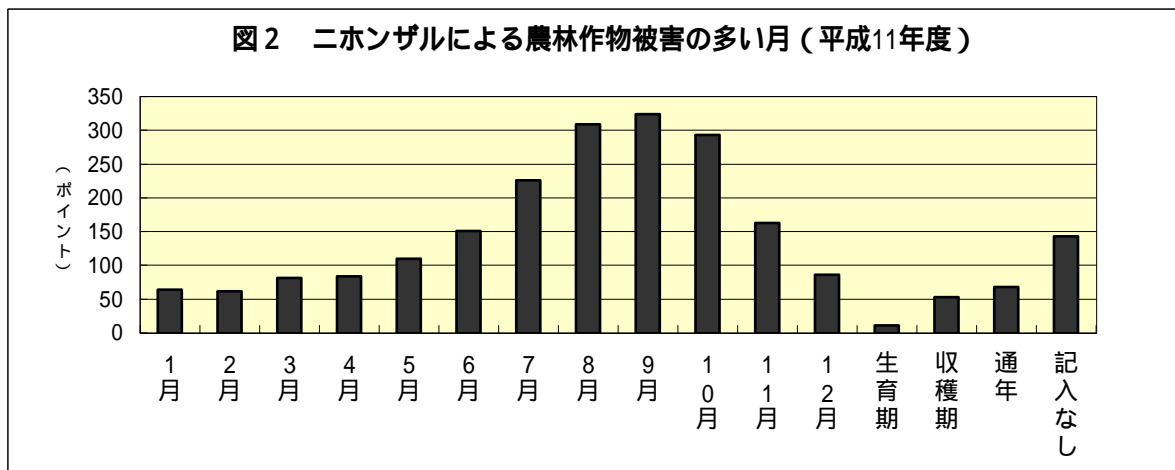
種別	イネ・水稻	雑穀	マメ類	トウモロコシ	飼料作物	カボチャ	イモ類	ニンジン	ダイコン類	ネギ	ハクサイ	キャベツ	タマネギ	キュウリ	ナス	トマト	スイカ	シイタケ	タケノコ	コンニャク	ワサビ	その他野菜	野菜類全般
換金作物	24	1	8	3	1	0	10	0	2	2	0	0	1	0	1	0	2	25	2	0	1	0	10
自家消費	20	0	22	24	4	24	38	1	15	5	12	1	5	4	8	8	6	10	2	0	0	2	45
換金・自家両方	14	1	4	1	0	1	4	0	2	2	2	1	0	1	0	1	0	2	0	0	0	0	7
不明	74	6	34	41	3	36	66	7	34	18	16	6	10	11	12	17	16	60	13	1	1	5	88
合計	132	8	68	69	8	61	118	8	53	27	30	8	16	16	21	26	24	97	17	1	2	7	150

種別	カキ	クリ	リンゴ	モモ	ブドウ	ナシ	サクランボ	プラム	かんきつ類	ピワ	ユズ	イチゴ	その他果樹類	果樹類全般	花木	林業被害	その他	合計
換金作物	5	6	10	3	9	3	4	1	15	2	0	0	0	7	1	0	1	162
自家消費	29	16	3	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	12	1	1	3	324
換金・自家両方	5	1	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	3	0	0	1	57
不明	47	29	17	6	7	6	0	1	36	5	2	3	3	31	3	3	18	792
合計	86	52	31	9	17	9	4	2	54	8	2	3	4	53	5	4	23	1335

3.平成11年度におけるニホンザルによる農林作物の被害実態

- ・ ニホンザルによる農林作物被害は通年に渡っているが、特に9月が多いと答えた市町村は324、次いで8月が309市町村、10月が293市町村、7月が226市町村であった（複数回答有り）。このことから、7月～10月にかけて被害が増大し、逆に冬場は被害が減少する傾向が見られる。
- ・ ニホンザルによる農林作物の被害総額は、「不明」と回答した市町村や、回答をしていない市町村があるため、正確な数字は把握できなかった。回答を寄せた市町村の被害額を総計すると、平成11年度は総額850,442,553円以上、面積は4946.795ha以上であった。

図2 ニホンザルによる農林作物被害の多い月（平成11年度）

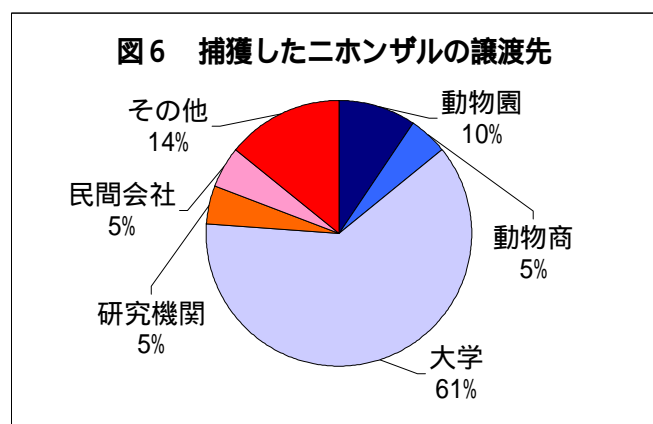
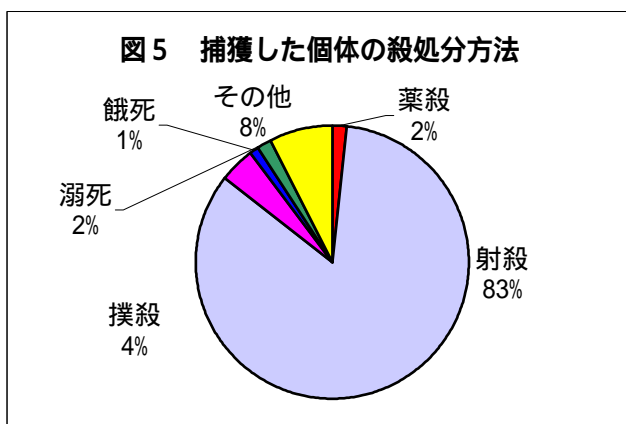
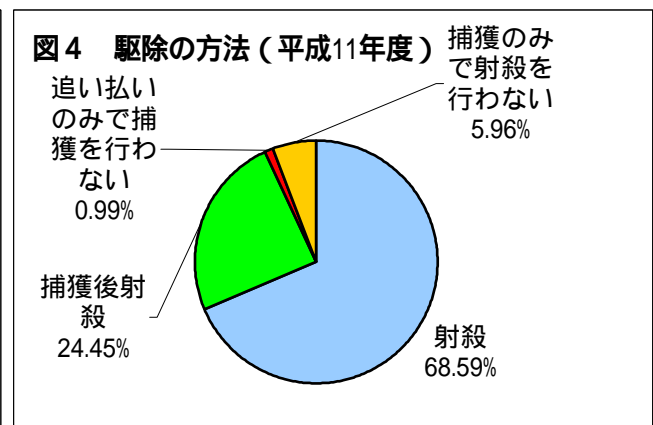
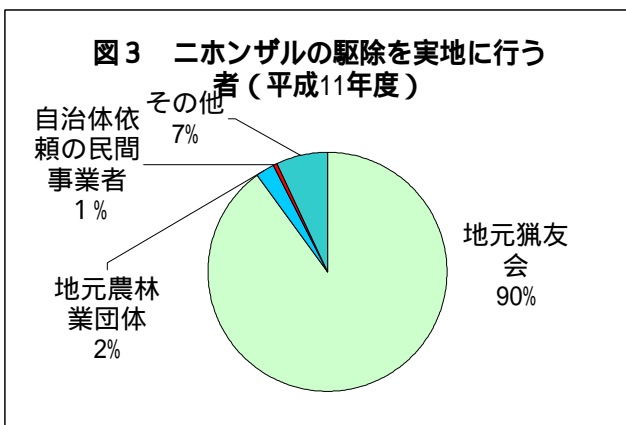


4.平成11年度における駆除の実施者、実施方法等について

- ・駆除の実施者(駆除作業を実地に行う者)については、380市町村(92%)が「地元猟友会」と回答。
- ・駆除方法は「射殺」を実施しているのが345市町村(68.59%)、「捕獲後射殺」を実施しているのが123市町村(30%)。「捕獲のみ」30市町村(5.96%)、「追い払いのみで駆除を行わない」5市町村(0.99%)となっている。
- ・捕獲個体の処分方法は、一部放獣を行っているのが40市町村(18.6%)、殺処分を行うのが175市町村(81.4%)であった。
- ・殺処分の方法で、薬殺を行っているのは3市町村(1.7%)、射殺が145市町村(84%)、撲殺が7市町村(4%)、餓死が2市町村(1.2%)、溺死が3市町村(1.7%)、その他が13市町村(7.5%)。
- ・飼育許可の有無、譲渡届けの確認は、各市町村の回答ではあいまいな点が多く、生きた個体を譲渡している場合でも、飼育許可や譲渡届が出されていないケースが見うけられた。なかには飼育許可や譲渡届が必要なことを把握していない市町村もあった。
- ・譲渡先は、大学(医科薬科)がもっとも多く13市町村、動物園が2市町村、動物商が1市町村、研究機関が1市町村、民間会社が1市町村、その他(個人含む)が3市町村であった。

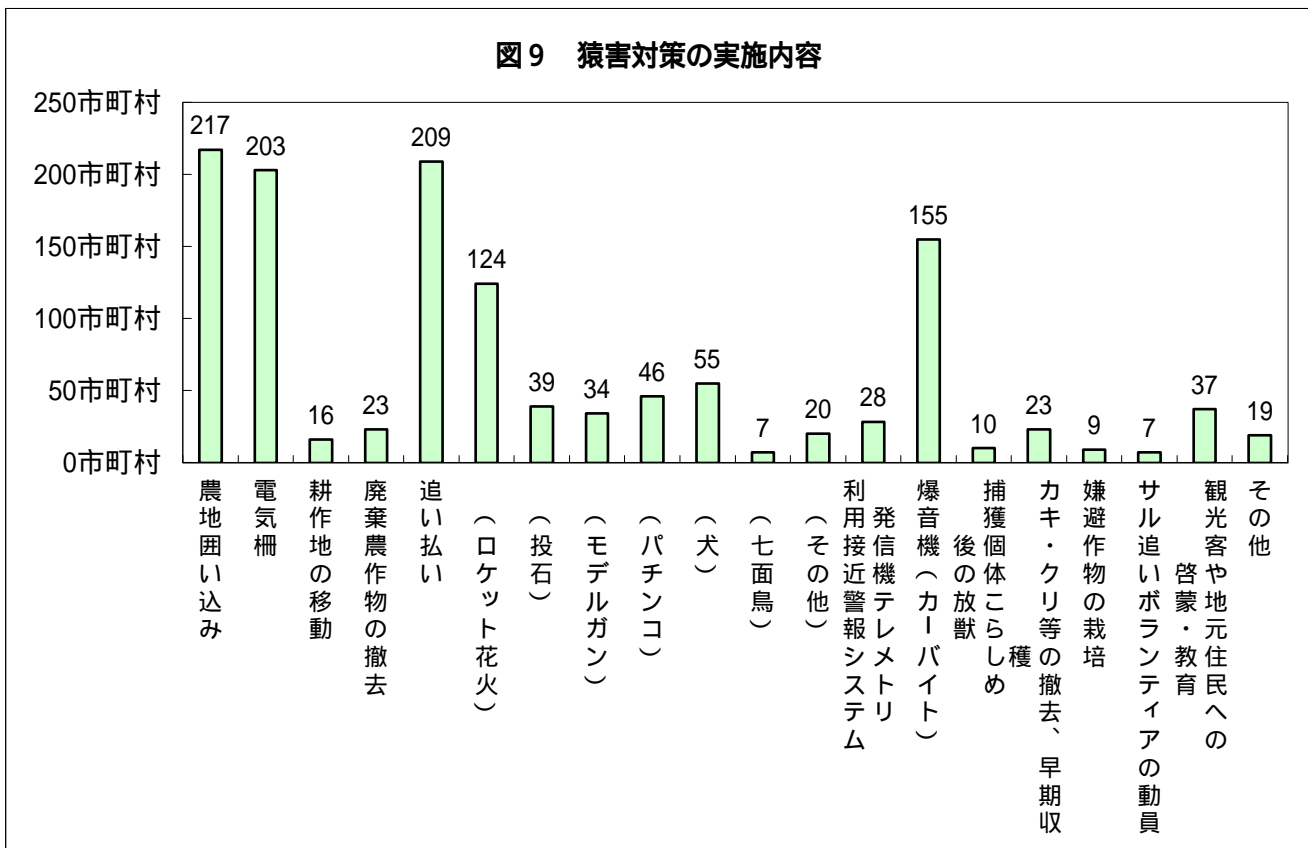
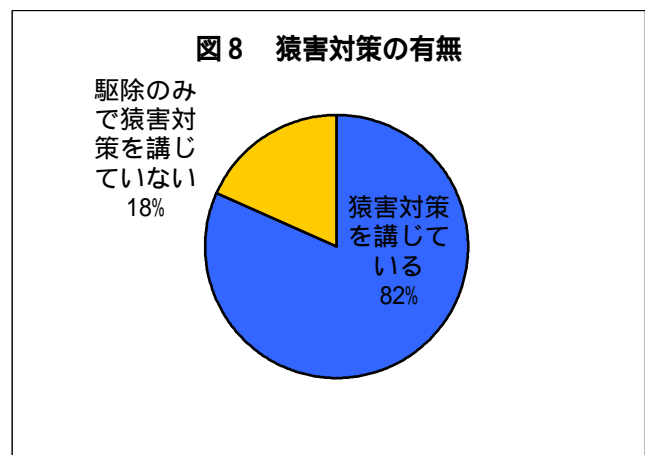
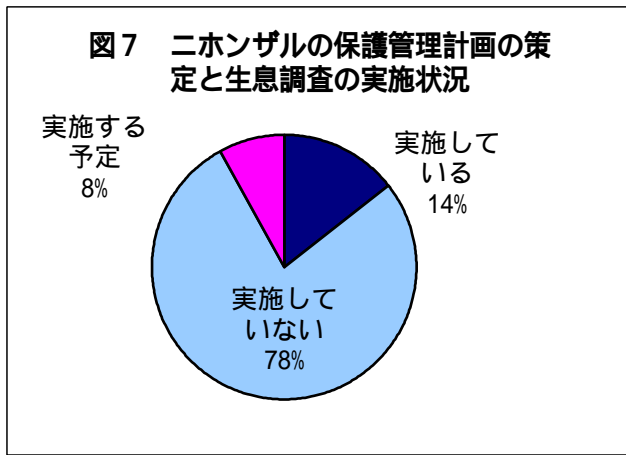
表3：平成11年度の駆除実態

駆除の実施者				駆除方法		捕獲個体の処置																
地元猟友会	地元農林業団体	自治体(民間業者)依頼業者	その他	射殺	捕獲	放獣	殺処分	殺処分の方法						飼育許可の有無		譲渡届の確認(頭)	譲渡先					
								薬殺	射殺	撲殺	餓死	溺死	その他	出していない	出している		動物園	動物商	大学	研究機関	民間会社	その他
380	10	3	29	345	123	40	175	3	145	7	2	3	13	204	19	88	2	1	13	1	1	3



5. 生息情報調査実施・保護管理計画策定の有無、及び猿害対策の有無とその実施内容

- ・市町村独自でニホンザルの生息情報調査や保護管理計画の策定を行っているとは回答したのは、59市町村（14.4%）、「実施する予定」が33市町村（8%）、「実施していない」が319市町村（77.6%）と、実施していない市町村が8割近くを占めた。
- ・猿害対策の有無については、「駆除のみで猿害対策を講じていない」市町村が74（18.3%）と意外に多く、「猿害対策を講じている」は331市町村（81.7%）であった。
- ・猿害対策の実施内容は、「農地囲い込み（網、柵、ネット等）」が最も多く217市町村、「追い払い」実施している市町村が209、次いで「電気柵」が203市町村、爆音機が155市町村と続く。
- ・逆に実施している市町村が少ないのは、サル追いボランティアの導入（7市町村）、嫌避作物の栽培（9市町村）、個体こらしめ後の放獣（10市町村）、耕作地の移動（16市町村）、廃棄農作物の撤去（23市町村）、カキ・クリ等の撤去または早期収穫（23市町村）、発信機・テレメトリーを使う警報システム（28市町村）、観光客や地元住民への啓蒙・教育（37市町村）であった。



6. 平成11年度の猿害対策の費用について

- ・平成11年度の猿害対策の金額については、記入していない市町村や、他有害鳥獣対策費も含む金額しか算定できないと回答した市町村もあったため、正確な総額を把握することができなかつた。最低でも468,143,708円にのぼることが分かった。
- ・猿害対策費の内訳は市町村が62.4%、都道府県が26.4%、国が4.2%。
- ・猿害対策の細目別に見ると、爆音機、電気柵、ネット等の機材設置費がもっとも多く、201,449(43.03%)、ついで猟友会への手当82,908,405円(17.71%)となっているが、猟友会の手当のほかに、駆除報奨金を出している市町村が207市町村(計81,494,500円：猿害対策費全額の17.41%)、駆除費は合計で計187,043,573円(全体の41.21%)。相当額の費用が駆除費に費やされている。
- ・逆に投入額が少ないのは、生息地保護・保全事業費の1,132,000円(0.24%)で、実施している市町村自体も3市町村(アンケート回答市町村の0.68%)にとどまっている。啓発普及・環境教育費でも、3,534,985円(0.76%)で、実施自治は15市町村(回答市町村の3.6%)となっている。

表4：猿害対策の費用とその内訳

猿害対策の総額(円)	猿害対策の総額補助金額の内訳(円)			猿害対策の実施と金額		
	市町村	都道府県	国	防除費 = 245,050,707円		駆除費
				パトロール、追い	爆音機、電気柵、	捕獲檻等の設備導入費
468,143,708	292,168,477	123,717,057	19,794,000	43,601,209	201,449,498	22,640,668
比率(100%)	62.41%	26.43%	4.23%	9.31%	43.03%	4.84%

猿害対策の実施と金額					
駆除費 = 計187,043,573円			その他		
猟友会への手当(年)	駆除に報奨金(1頭あたり)	駆除報奨金合計	生息地保護・保全事業	啓発普及・環境教育	その他
88,796,405	1頭1,000円～200,000円 平均 1頭 21,563円	81,494,500	1,132,000	3,534,985	18,782,926
18.97%		17.41%	0.24%	0.76%	4.01%

(注)ただし、この表の金額には「他有害鳥獣対策費を含む金額」を記入した市町村分は含まれていないため、実際これをかなり上回るものと考えられる。

図10 猿害対策費(アンケート総計)の内訳(平成11年度)

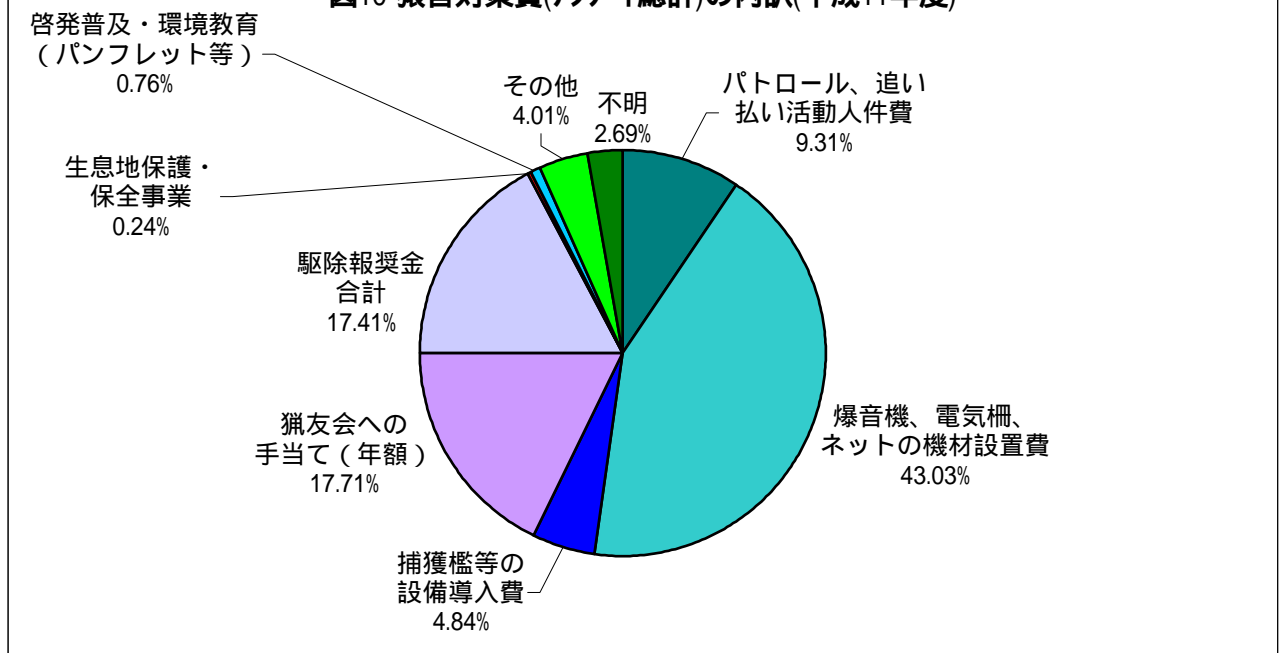


表5 猿害防除費と猿駆除費の内訳と比率

平成11年度	防除対策費	駆除費
金額	¥245,050,707	¥192,931,573
比率	52.35%	41.21%

注) 防除対策費は、表4の「パトロール、追い払い活動人件費」と「爆音機、電気柵、ネット等の機材設置費」の合計、駆除費は同表4の「捕獲檻等の設備導入費」及び「猟友会への手当」「駆除報奨金」の合計金額。

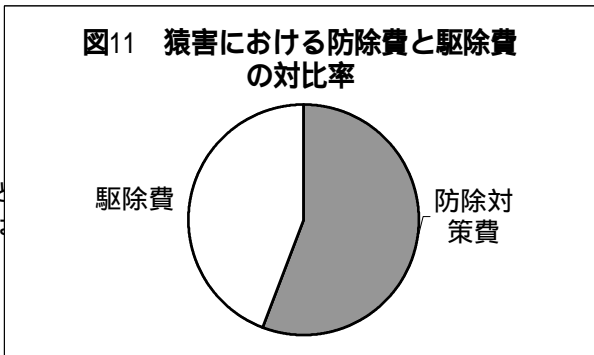


表6 平成11年度の猿害の金銭的分析(概算)

駆除頭数(当調結果)	8,818頭
総被害額	¥850,742,553 以上
猿害対策費	¥468,143,708 以上
二ホンザル1頭あたりが出した被害額	¥96,478 以上
二ホンザル1頭あたりにかけられた猿害対策費	¥53,090 以上

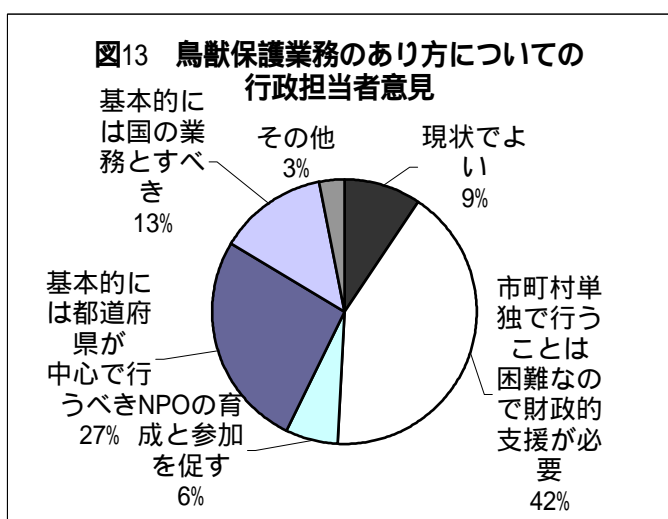
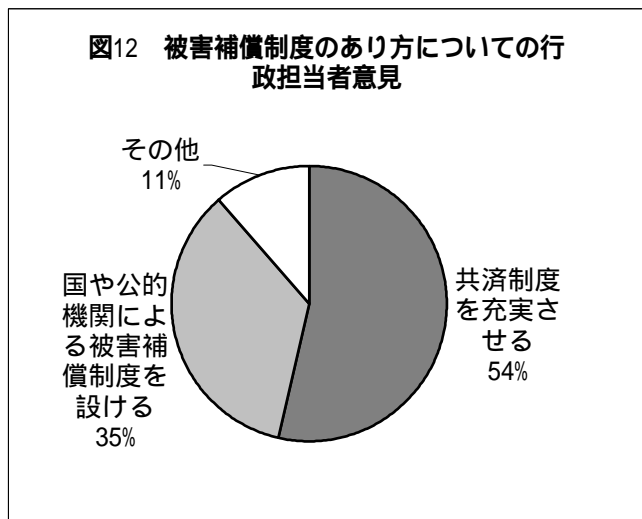
平成11年度は、被害総額に対して55%分を被害対策費に費やした

現猿害対策の有効性を検討する必要がある

注) ただし、アンケートに未回答、および細目非開示の市町村もあることから、厳密な数字ではない。

7. 被害補償制度、鳥獣保護業務のあり方について各市町村担当者の意向

- ・猿害を受けた農家への被害補償のあり方、および鳥獣保護業務のあり方について、各自治体担当者の考えを選択式で答えてもらった(複数回答あり)。
- ・被害補償制度のあり方については、「共済制度を充実させる」が189人(46%)、「国や公的機関による被害補償制度を設ける(野生動物は国民共有の財産)」を選択したのが123人(29.9%)、その他40人(0.97%)であった。中には、「被害補償制度を設けることには弊害があるため、補償よりも防対策に力を注ぐべき」との意見も寄せられた。少数意見ながら、考慮すべき重要な問題点であろう。
- ・鳥獣保護業務のあり方については、「市町村単独で行うのは無理なので財政的支援が必要」を選択した人が最も多く、231人(52.4%)。「基本的には都道府県が中心で行うべき」が147人(35.8%)、基本的には「国の業務とすべき」が74人(18%)で、市町村による鳥獣行政に負担を感じている行政担当者が少なくないことを伺わせる。
 - ・「NPOの育成と参加を促す」と答えた人は36人(8.6%)、「現状でよい」が52人(12.7%)と



8.サル問題について寄せられた各市町村担当者の意見

- ・「サル問題についてのご意見」を自由に寄せていただいたところ、141市町村(34.3%)の担当者から、さまざまな意見や現状の説明が寄せられた。
- ・もっとも多かったのは、「抜本的、有効的な防除対策が見出せず、苦慮している」といった内容(27市町村)で、「有効な防除策があれば教えてほしい」といった依頼も11市町村から寄せられた。
- ・「農家の被害は金銭的被害よりも精神的被害が大きい」との説明もあった(5市町村)。
- ・その他の問題点としては「財政的余裕がない」「農家の高齢化が進み、農作の意欲が猿害によって減少している」「ハンターがサル駆除には消極的」「人手不足」「子供やお年寄りがサルに襲われる人的被害が大きくなっている」「国、県、都市部の現場への無理解」などがあげられた。
- ・解決策としては「人とサルの棲み分けをする」「共存する」「共存できる環境をつくる」などがもっと多く掲げられた(12市町村)。しかし、その方策については言及されていない。また、「生息地の山にサルの食物となる実のなる樹を植える」「ボランティアについて国が資金的援助をする」「住民の識改革を図る」「近隣市町村での広域的な対応を整備する」「国、県の補助率を上げて電気柵などの導入をしやすくする」「もっと意見交換の場を多く設ける」「森林の乱開発を避ける」「国レベルで除研究」などの解決策が提示された。
- ・駆除については、「本意ではないが、農家のために仕方がない」「できれば殺したくないが費用の面からも仕方がない」「理解してほしい」といった意見が寄せられた。
- ・相対的に見て、市町村レベルでの情報不足、関係機関との協力体制の希薄さが浮き彫りとなった。

9.提言

1. 駆除費を削減し、獣害防除費への増資を行う

本アンケートの集計結果では、全国市町村における猿害対策費額の40%以上、金額にして年間最低でも2億円以上を駆除費にのみ投入していることがあきらかとなった。

今後の猿害対策においては、被害防除対策にさらに重点を置き、殺傷・捕獲駆除費分を防除費に転換していくことを、行政へ提言する。ニホンザルによる農林作物被害を防ぐのに、無秩序な駆除がどれだけの効果をもたらしているかについては、大きな疑問が残る。

2. 自然保護・環境教育および農村と都市の交流に、「猿害」を活かす

猿害対策費のうち、環境教育や生息地保全といった抜本的な解決策への投資は約1%であった。これらは即効的な対策とはいえないが、農村の過疎化や高齢化、自然荒廃の問題は、猿害問題を考えていく上で、避けては通れないものであることは、専門家からも指摘されている。

猿害を農村の活性化や環境教育に活かし、社会問題として都市部の人々もひろく関わることで、活動に発展させていくよう、行政、地域住民、市民団体等が協力することを提言する。

また、そのための行政予算確保、猿追いボランティアや研究機関とのネットワークづくりなどの盤整備を各関係者は積極的にすすめていく必要がある。

3. 各市町村役場・役所担当者間、研究者との情報交換ネットワークづくりをすすめる

各市町村の行政担当者間、及び専門家との間に、メーリングリスト(メールによる一斉報道)の設置や電話連絡網をつくり、シンポジウムや研究会の開催などにより、情報に地域的偏りがないようにする。効果的な防除対策についての情報交換は、地域格差がないことが最低限、保障されなければならない。また、行政において広域的連絡協議会設置を義務付けることを提言する。

4. 国家レベルでの防除研究、生息調査の推進、専門家の育成

野生動物との共存のためには、生息調査や被害防除研究を専門的に行える人材が不可欠である。

5. 捕獲個体の使用を禁止する

捕獲したニホンザルを、鳥獣保護法から逸脱するような利用に供することを禁止するよう提言す。2次的な使用、たとえば愛玩飼育、医薬学実験などに野生の個体を使用することを認めている市町村があったが、今後は法律で禁止を規定するべきである。野生生物は国民すべての財産であるとすれば、実験利用や飼育は野生動物を一部の人が「不平等」に消費することになる。